

相続・認知症対策に 「家族信託」を活用する

〒355-0063

埼玉県東松山市元宿二丁目26番地18 2階

司法書士柴崎智哉

TEL 0493-31-2010

<http://souzoku-shiba.com/sintaku/>

家族信託は何に活用する？

1. 財産管理の認知症対策

- 柔軟な財産管理
- 相続税対策・資産活用

2. 何代にも渡り承継者を指定

通常の遺言、後見の制度ではできない事が可能に

判断能力がなくなるとどうなる？



本人の意思確認ができないと定期預金の解約はできません



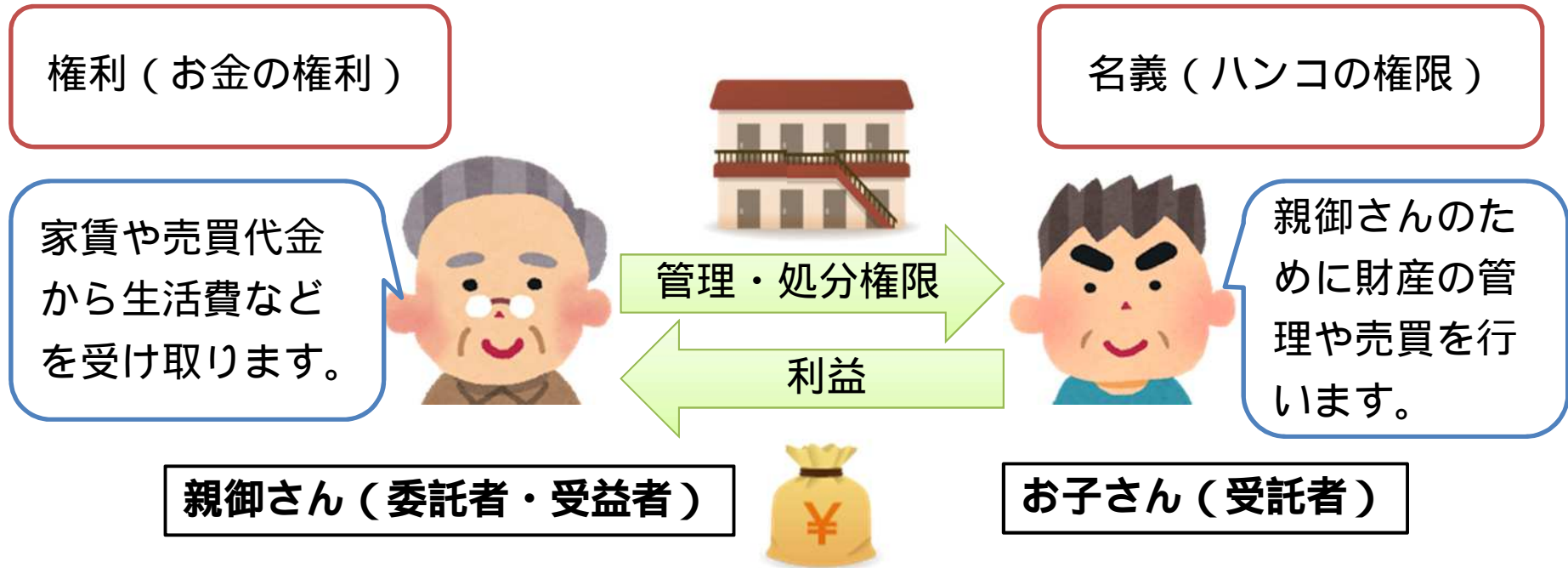
本人の意思確認ができないと不動産の売却はできません

成年後見制度を使う




成年後見制度のデメリット

- **相続税対策・資産活用 ×**
- 十分な預貯金がある場合、**不動産を売る許可**を家庭裁判所が出さない
- 成年後見人になる人を選ぶのは**家庭裁判所**
- 司法書士や弁護士が選ばれば、**継続的に報酬**が発生（月**2万～6万円**）
- ご家族が後見人になった場合、定期的に裁判所に**報告書**を提出する

家族信託を活用しよう！



家族信託とは

1. ご自身 （委託者）の財産を、
2. 信頼できる**家族** （受託者）に託し、
3. 利益を受ける人 （受益者）のために、
4. **特定の目的に従って、管理・処分して**もらう財産管理の手法。

信託銀行以外が受託者になれる？

営業でなければ

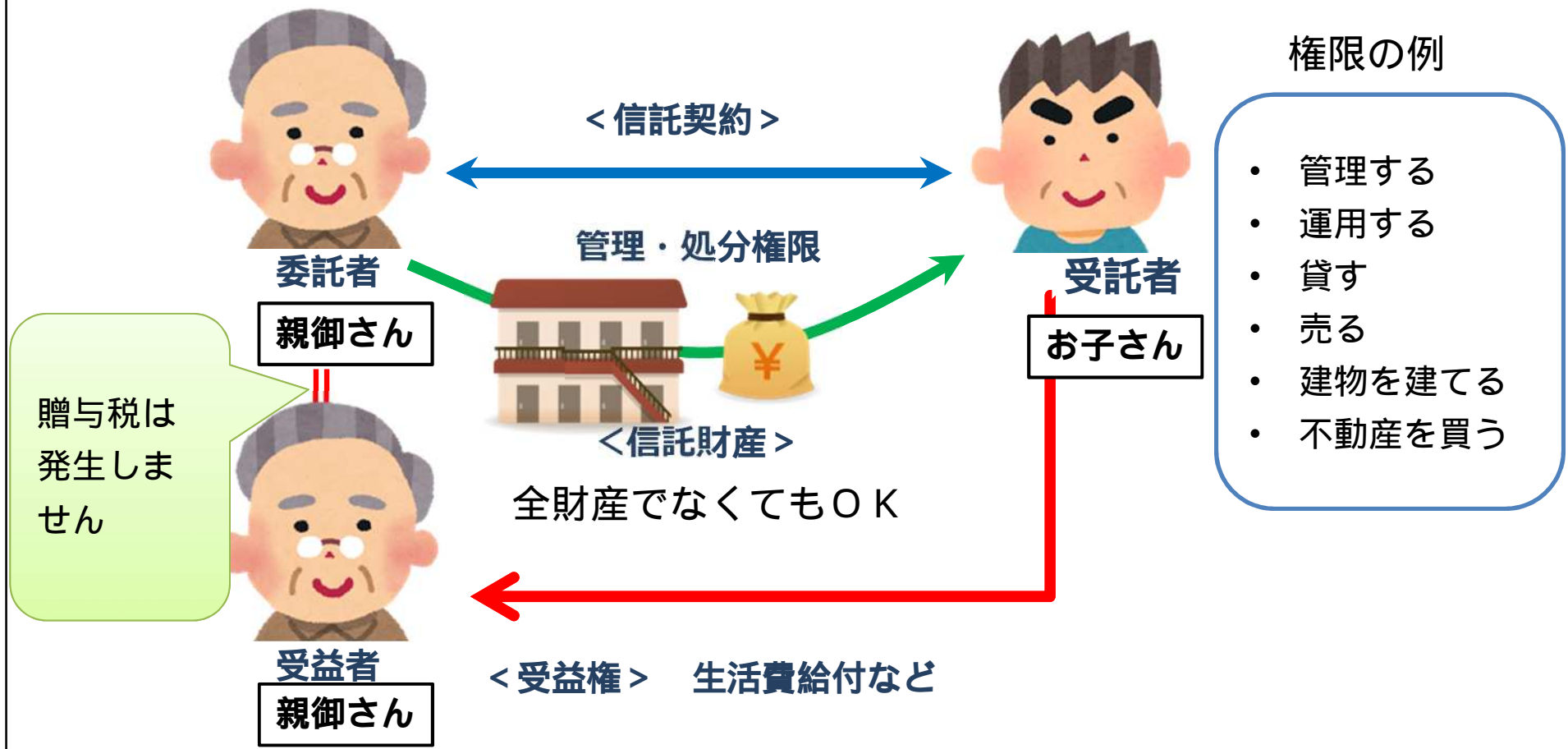
誰でも受託者（財産を託される人）

になれる。

営業：受託者が**不特定多数**を相手に**反復・継続**して信託の引受け（信託の受託）を行い、その報酬を得ようとする場合

* 家族信託の受託者でも報酬をもらうことは可

家族信託 基本スキーム図



- 委託者：財産を託す人
- 受託者：財産を託される人（形式的な所有者）
- 受益者：信託財産からの利益の給付を受ける人（実質的な所有者）
- 受益権：信託財産からの利益の給付を受ける権利（と監督権）

相続が発生したら

- 信託を終了させて、**残った財産**を取得する人を指定できる。
- 信託を終了させずに、**受益権**を承継する人を指定できる。
- **遺言書**を作ったのと同様の効果を持たせられる。

(注) 相続税は課税される

家族信託のメリット

- 委託者が認知症になっても、受託者の判断で不動産を売れる。
- 受託者は、相続税対策や資産活用を継続できる。
- お金も受託者が管理できる。
- 財産の承継者を指定できる。

契約による信託のイメージ



認知症対策信託



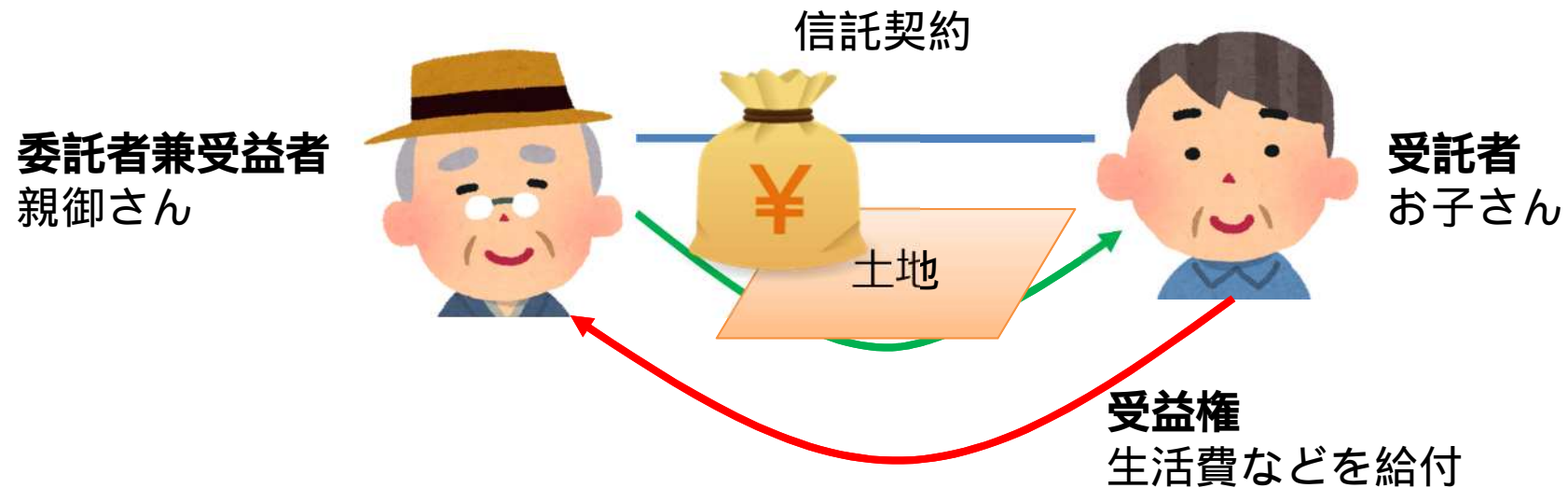
土地

- 土地をお持ちの資産家の親御さんが、アパート建設や不動産の組替えをして**相続税対策**をしたいと考えています。また、将来の**相続税の納税に備えて**不動産を現金化しておきたいとも考えています。
- しかし、アパート建設や不動産の組替えには、ある程度の期間がかかります。その間に認知症になってしまうと...

認知症対策信託

- 認知症になって判断能力がなくなると
アパートの建設や不動産の売買 ×
- 成年後見人（法定後見人）をつけても、
相続税対策のためのアパート建設や不動産の
売買 ×
 - 成年後見制度はご本人のためにご本人の財産を守る
制度
 - 相続税対策や資産活用 ×

認知症対策信託



- 親御さんが元気なうちに、お子さんに土地やお金を信託します。
- お子さんに管理・処分権限を与えることによって、親御さんが認知症になった後も、お子さんがアパート建設や不動産の売買を行うことにより相続税対策・納税資金の準備を続けることができます。
- 信託した財産から得た利益は、親御さんのために使います。

自宅信託

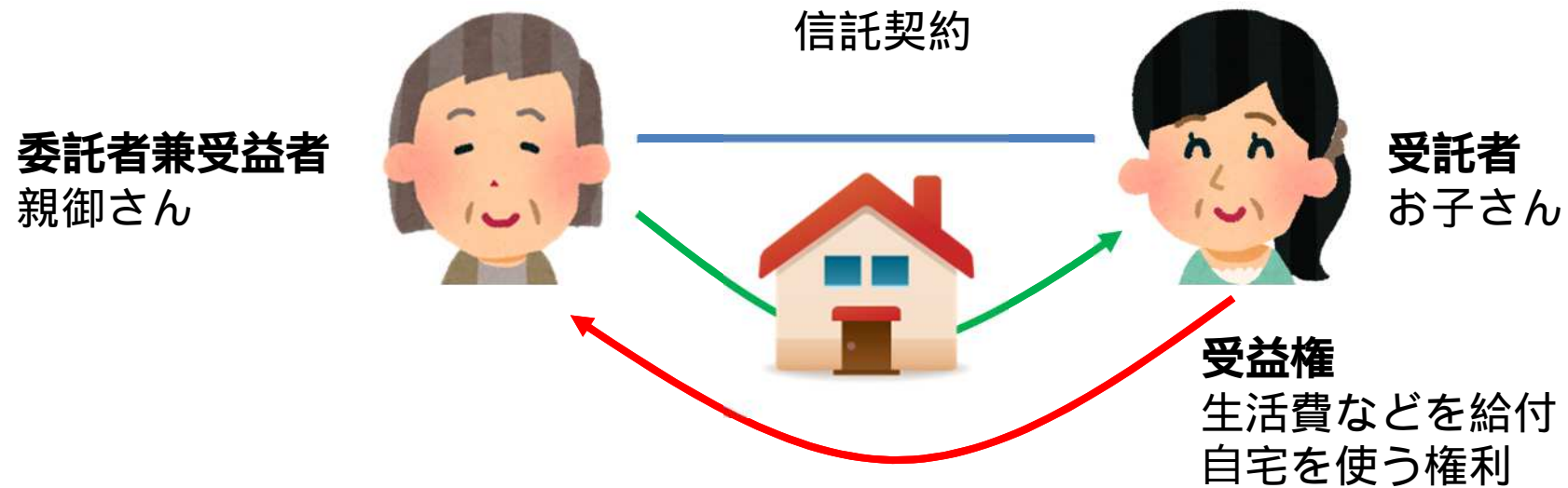


- 一軒家をお持ちの親御さんいらっしゃいます。
- 将来、介護施設に移り住む可能性があります。
- しかし、認知症になってしまうと...

自宅信託

- 認知症になって判断能力がなくなると
不動産の売却 ×
- **成年後見人**（法定後見人）をつけても、居住用不動産を売るには**家庭裁判所の許可**が必要。
お金が足りないなどの理由がないと売却は... ×
- 誰も住まなくなった**空き家**を売ることができずに、**固定資産税**や**維持費**を払い続ける。

自宅信託



- 親御さんが元気なうちに、お子さんに自宅不動産を信託します。
- 信託した後も、親御さんは自宅不動産を使うことができます。
- お子さんに管理・処分権限を与えることによって、親御さんが認知症になって自宅に戻ることがなくなった場合、お子さんの権限で不動産を売却できます。
- 不動産の売買代金は、親御さんのために使います。

アパート信託

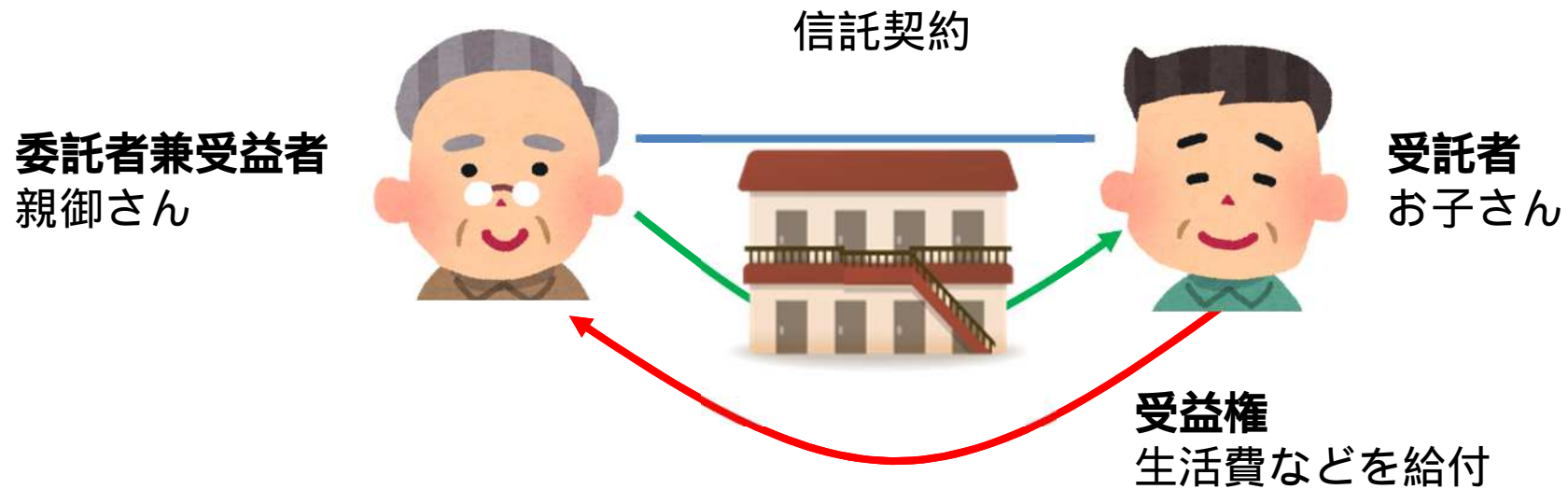


- アパートをお持ちの親御さんがいらっしゃいます。
- 親御さんが認知症になると何が困るのでしょうか...

アパート信託

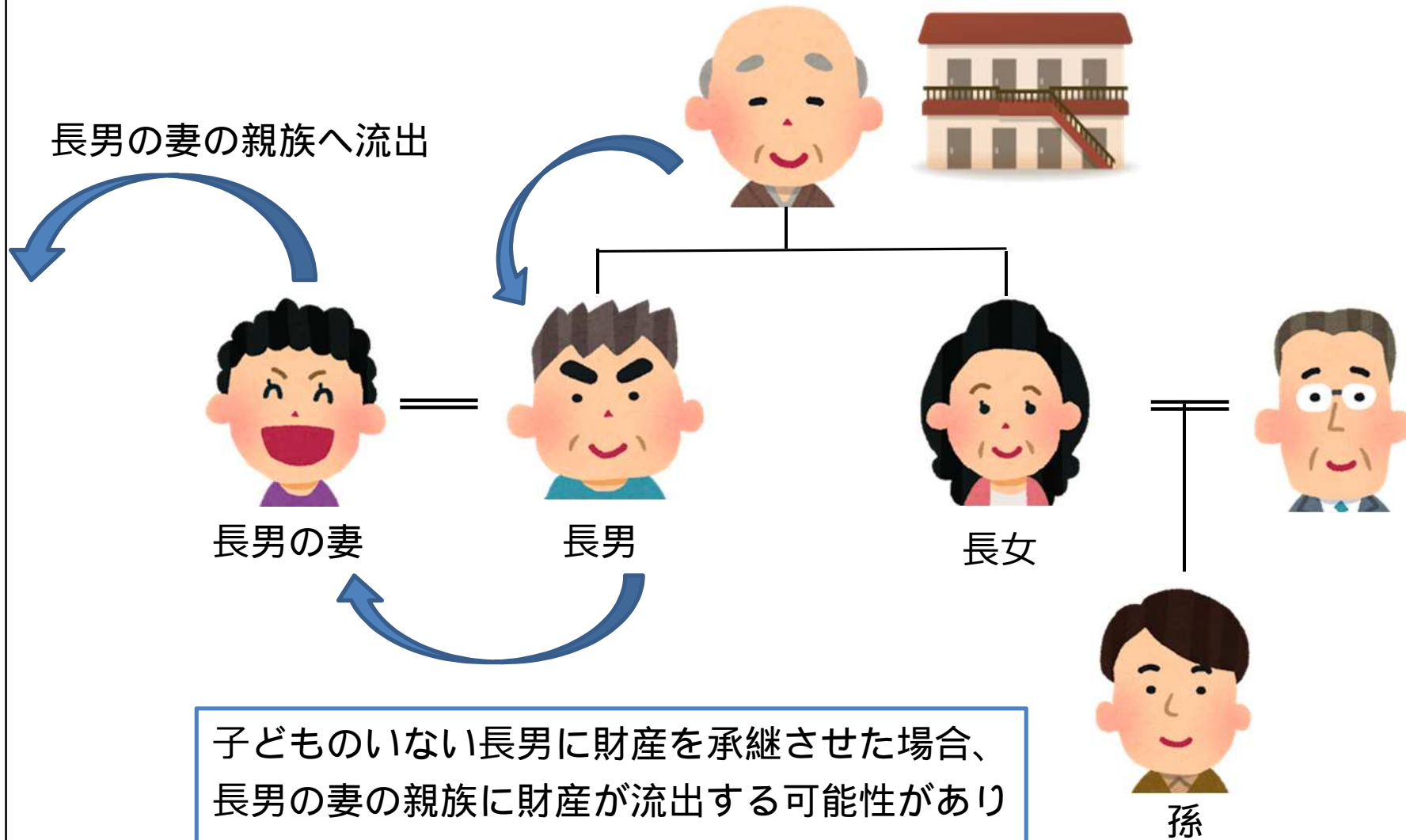
- アパート経営者が認知症になると困る事
 - 銀行口座からお金が下せない。
 - 賃貸借契約が結べない。
 - 管理委託契約が結べなくなります。
 - 大規模修繕ができない。
 - 不動産の売却や建替えができない。
- 成年後見人（法定後見人）をつけても、**相続税対策 ×**
- 財産が多い方の場合、成年後見人に**司法書士や弁護士**が選ばれる可能性が高くなり、**後見人報酬**が継続的に発生

アパート信託

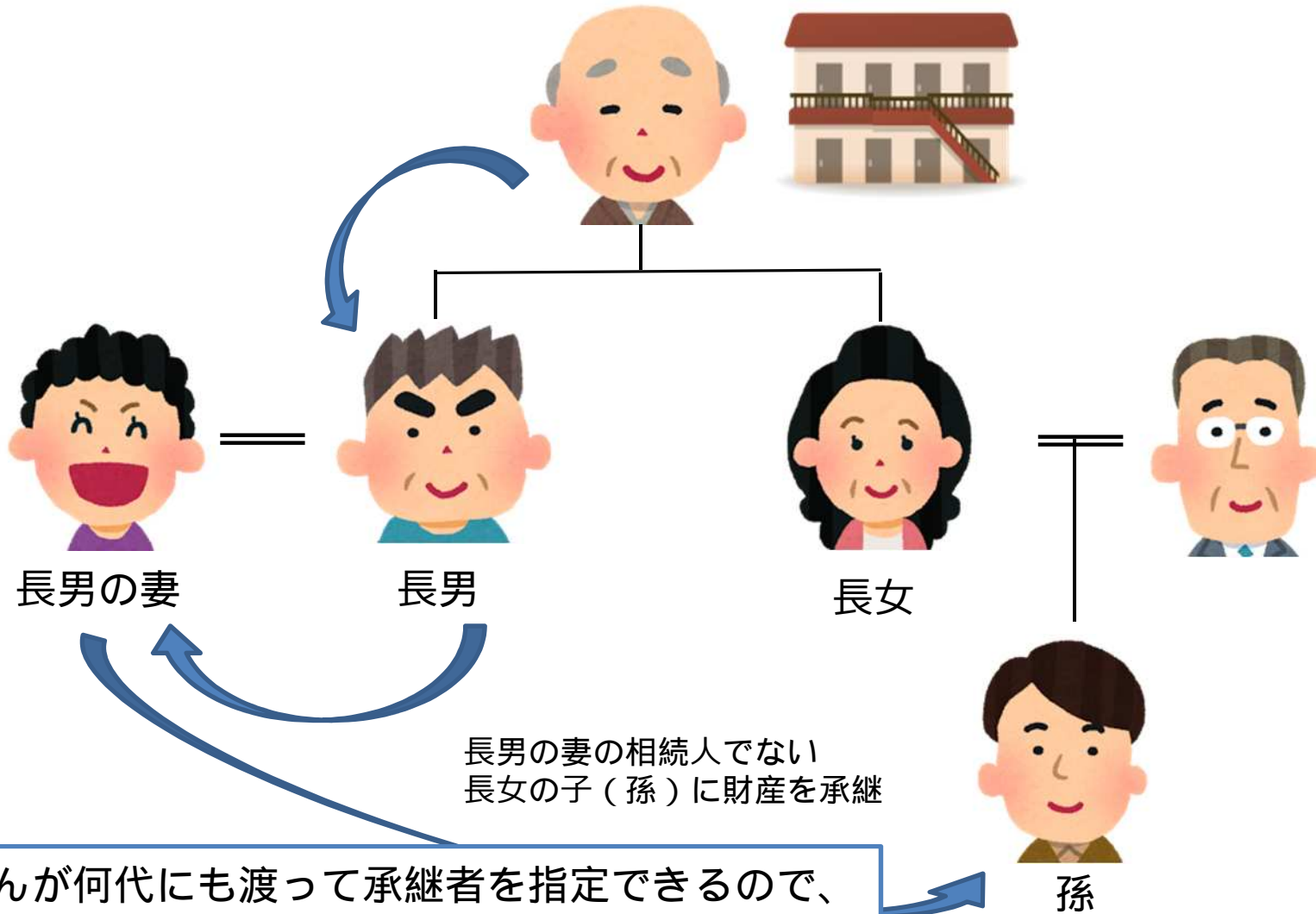


- 親御さんが元気なうちに、お子さんにアパートを信託します。
- お子さんが家賃の回収や経費の支払を行いアパートを管理していき、その利益を親御さんに給付します。
- お子さんに管理・処分権限を与えることによって、親御さんが認知症になった後も、お子さんがアパートを管理し、必要に応じて売却や建替えもできます。

承継者指定信託

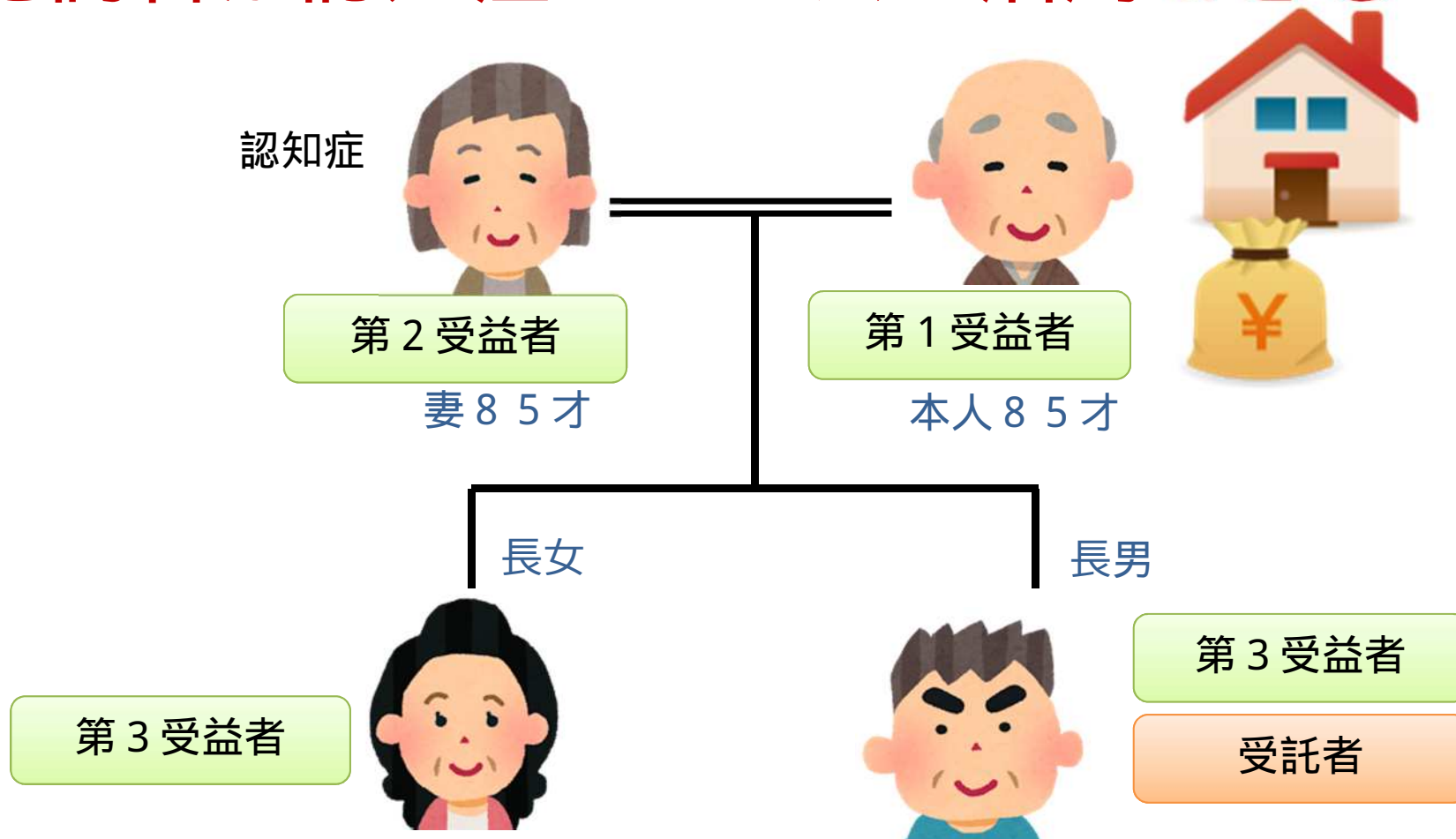


承継者指定信託



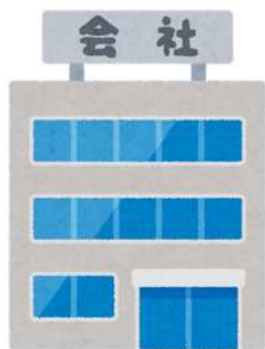
親御さんが何代にも渡って承継者を指定できるので、最終的に自分の直系の孫に承継させることができます。

配偶者が認知症のケースで活用できる



妻に財産を相続させたいが、認知症で管理ができない。
子ども受託者にして妻のために財産を管理させることができる。

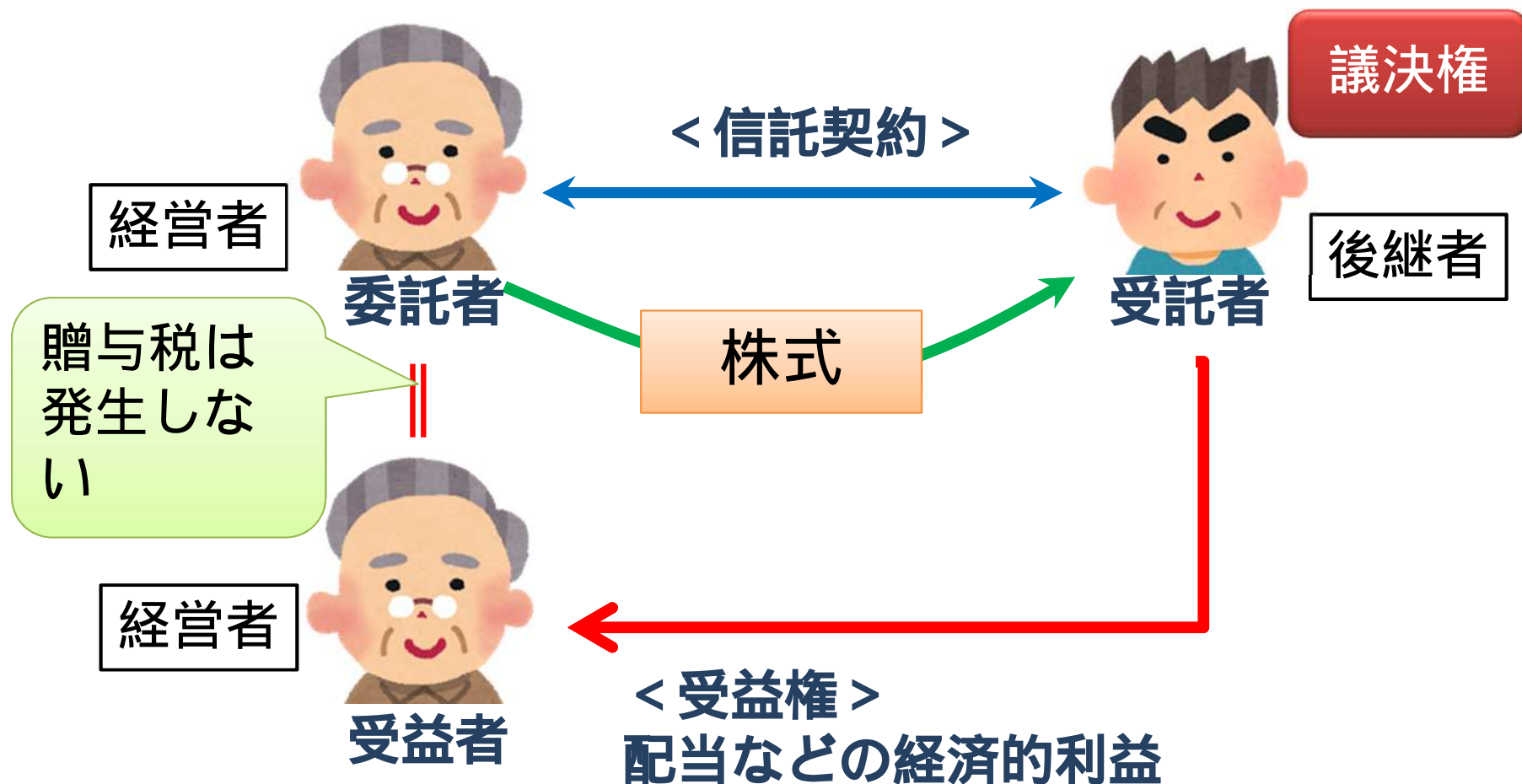
株主が認知症になったら



認知症

- 会社にとって重要なことは、**株主総会の決議**で決める。
- 株主が認知症になると株主総会決議ができずに、**会社運営に支障**が出る。

株式を後継者に信託する



経営者を指図権者に指定しておく。
経営者が元気なうちは議決権の行使方法を指示できる。

判断能力がないと家族信託は組めない

- 委託者が信託スキーム・信託契約書の内容を理解できない場合は、家族信託を組むことができません。
- 早期の相談が重要

まとめ

- 家族信託を使うかの大きな判断基準
 - 今後、認知症になったら相続対策・財産管理の面で困るか？
 - 何代にも渡って資産承継先を指定する必要があるか？
- 判断能力が低下してからでは家族信託は組めない

ご清聴ありがとうございました。

司法書士柴崎智哉事務所

〒355-0063

埼玉県東松山市元宿二丁目26番地18 2階

TEL **0493-31-2010**

<http://souzoku-shiba.com/sintaku/>

東武東上線 高坂駅 西口より徒歩4分

